

第7回大阪市路上喫煙対策委員会会議録

1 日 時 平成19年9月14日（金）午後3時～午後4時25分

2 場 所 大阪市環境局 第1会議室

3 出席者

○ 委 員 等（敬称略）

委員長 鬼迫 明夫（弁護士「なにわ共同法律事務所」）

委員長代理 松本 和彦（大阪大学大学院高等司法研究科 教授（憲法・環境法））

委員 坂口 勝治（大阪南部たばこ商業共同組合 理事長）

〃 西岡 義治（大阪市PTA協議会 会長）

〃 西田 賢治（大阪商工会議所 常務理事 事務局長）

〃 花嶋 温子（大阪産業大学人間環境学部都市環境学科 講師）

〃 森田 昭信（大阪市地域振興会 会長）

○ 大 阪 市

環境局 事業部業務企画担当課長 企画部廃棄物処理計画担当課長

4 会議録

（事務局：環境局事業部業務企画課長代理）

ただいまから第7回大阪市路上喫煙対策委員会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます、大阪市環境局事業部業務企画課長代理の永谷です。どうぞよろしく願いいたします。

まず、本日の出席状況のご報告でございます。委員の方全員、出席をいただいております。規則第3条第2項に基づきまして、本委員会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、傍聴者でございますが、本日は9名の傍聴者がおられます。

資料の確認をさせていただきたいと思います。

(配付資料確認)

(事務局：環境局事業部業務企画課長代理)

事務局からは以上でございます。それでは、議題に入らせていただきたいと思います。委員長、よろしくお願いいたします。

(鬼追委員長)

それでは、委員会の進行に当たらせていただきます。皆様のご協力を得ながら、円滑に議事を進めてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

議事に入ります前に、前回の委員会で取りまとめまして、その後、皆様方に郵便で最終案についてご確認を得ました喫煙設備に関する「中間答申書」でございますが、9月5日、当日は關市長がご都合によりご不在でございまして、井越副市長さんにお目にかからせていただきまして、皆様方の「中間答申書」をお渡しいたしました。副市長からは、委員会の労を多とされまして、皆様方のご苦勞をねぎらっておられましたので、この機会にご報告申し上げておきます。喫煙設備に関する準備もかなり進行しておるやに聞いておりますが、いずれこれはご報告があることと思います。

それでは、事務局から、前回から今日までの間の諸事情の変化、あるいは事態の動きについてご報告をいただきたいと思います。

(事業部業務企画担当課長)

(「第7回大阪市路上喫煙対策委員会資料」説明)

(鬼追委員長)

ただいまの資料説明、ご報告等について、ご質問あるいはご意見でも結構でございますが、いかがでございでしょうか。

(松本委員長代理)

もう9月の半ばになりましたので、そろそろ集中的な周知活動が必要な時期なのではないかなど

考えます。ですので、今回お示しいただきました主要日程を見まして、集中的にされているということで、これでいいのではないかと思いますけれども、1つお聞きしたいのは、御堂筋自体で行われる周知活動はどういうものがあるのかということです。御堂筋が路上喫煙禁止地区になりますので、特にそこにおける周知活動が重要なのではないかと思いますけれども、そのへんをお教えいただけますでしょうか。

(事業部業務企画担当課長)

御堂筋で行うものは、まず看板が1つと、それから表の一番最後、車によるアナウンスは、御堂筋以外もあわせて行きますけれども、御堂筋で集中的にやらせていただく。それから、環境事業センターは、もちろん御堂筋沿いは行きますが、全市隈なくということになっております。また、ここに書いていませんけれども、地下鉄のアナウンスも、御堂筋線や御堂筋に乗り入れる路線で、この9月、10月予定しております。吊り広告のほうは地下鉄に入りますけれども、同じようにやらせていただきます。あとは、路上喫煙指導員の日々の活動が非常に大きいものと考えております。それから、ポスターを貼っていただいているのは、御堂筋沿道ビルに集中的にお願いしています。大体そういうところです。

(鬼追委員長)

ほかにいかがでしょうか。

(森田委員)

巡回指導者の感想を書いておられますが、これ、大変なことだと思うんですよ。徹底されるまでどのぐらいの期間が必要なのだろうかと思います。おそらく絶対になくはないのではないかと私は思います。それで、PRして市民の皆さんによく知っていただくということには、環境局のごみ収集車がありますね。それはものすごい数だと思います。あそこへいろんなことをよく塗装されていますが、塗装ということになりますと、新しく車を買換えるとか、また検査される時にはやりかえがいるけど、それまで何とか市民によくわかるようなステッカーをちょっと貼ってもらったらどうかと思います。市民の方に納得していただけるようなPR文句にしていいただいたらどうかと思っております。

(事業部業務企画担当課長)

まさに会長がおっしゃるとおりで、今、ごみ収集車は、ステッカーによつての啓発もやったりしております。ただ、うちの局も大きいので、透明袋の実施とかに時々切り換えたりはいたしますけれども、今おっしゃるようなことで今後とも考えていきたいと思っております。

(西岡委員)

指導員の方の現場での感想で、上のほうの3つはいい効果だと思います。その反面、心配しているのは悪質な方ですね。今のところ、まだ過料徴収ということには至っていませんが、今後、過料徴収ということになれば、今まで以上のトラブルが発生するのではないか。その対策をどうふうにお考えか、教えていただきたいと思っております。

(事業部業務企画担当課長)

指導員12名おまして、いずれも大阪府警のOBで熟練の皆さんですが、つい先日、先輩の名古屋市に全員研修に行つてまいりまして、実際にトラブルの事例を生で聞きまして、それから名古屋の指導員の方について路上の研修もさせていただきました。そのへんで、今、指導マニュアルを最終的にかためておまして、ほかの都市の先行事例を聞きながら準備をしているところです。

その中で検討しておりますのは、名古屋の事例を参考にして、職員が悪役になりまして、実際にロールプレイをやつてみて、現場に備えていきたい。万全の体制でいきたいと考えております。

(鬼迫委員長)

ほかに何かご意見等、ありますか。

それでは、後ほどまたございましたらお出しいただくことにいたしまして、本日の議題の1つであります「重点啓発推進地区の指定について」に移らせていただきたいと思っております。

実は、重点啓発推進地区というのは、条例には一言も出てこないわけですが、条例の3条に「本市は、この条例の目的を達成するため、市民等への啓発、市民等の自主的な活動の支援、その他路上喫煙の防止のために必要な施策を実施するものとする」とございますけれども、この一環としておそらく重点啓発推進地区をご指定いただくというお考えであろうかと思っております。また、この委員会の任務といたしましては、ご承知のように、路上喫煙防止地区の指定、あるいはその変更に関する市長の諮問に答申を出すということが主たる任務でございますけれども、その他必要

な事項もございますので、ここでお諮りをいただいたのだらうと考えております。

それでは、この問題についてのご説明をお願いしたいと思います。

(事業部業務企画担当課長)

(「第7回大阪市路上喫煙対策委員会資料」説明)

(鬼追委員長)

お聞きのようなことですが、これまでの諮問事項は、路上喫煙禁止地区の指定に関する
ことと喫煙設備に関すること、ある程度絞られていたと思いますが、今回のご諮問は、こういっ
た重点啓発推進地区の指定に関する事柄ということで、少し問題の範囲が広いように思います。そ
れだけに、皆様方から十分なお意見を頂戴して、それをどのようにまとめていくかということにな
ろうかと思えます。

最初に確認しておきたいのは、やはり重点啓発推進地区については、先ほどもちょっとご紹介い
たしましたが、条例で言うところの「市民等への啓発、市民等の自主的な活動の支援、
その他路上喫煙防止のために必要な施策」の一環として行われるということであろうかと思いま
すので、どちらかと言いますと市のほうが受け身の立場で、市民の運動を支援していくことになろ
うかと思えます。出発点がそういうことでよろしいかどうかという確認からまず入らないと、問題も
整理できないと思えますので、その点も含めてご意見を頂戴したいと思っております。皆様方から
忌憚のないご意見をお出しいただきたいと思えますが、いかがでございましょうか。

(松本委員長代理)

私は、前にも申し上げましたように、この重点啓発推進地区という考え方には賛成でございま
し、こういった考え方を進めていくのが、まさに喫煙マナーを向上させるという条例の趣旨に適合
的なのではないかと考えております。そこで、今、事務局からご説明いただきました点は、基本的
に私も同じような意見ですけれども、ちょっとまとめさせていただきたいと思えます。

5 ページに地域のヒアリングのまとめが載っておりますが、いちいちもつともなご意見かなあと
思いました。まず、路上喫煙禁止地区と重点啓発推進地区がそれぞれ別の制度であって、メイン、
サブの関係ではないんだという点については、まったくそのとおりだらうと思えます。重点啓発推

進地区は独自のコンセプトであって、路上喫煙禁止地区とは独立のコンセプトとして運用されるべきだろうと思います。

問題は、どういうコンセプトなのかということだと思いますけれども、重点啓発推進地区というのは、先ほどからお話がありましたように、地域の主体性を中心に据えて構成されるべき地区ではないかと思います。それから行政と協働する。行政は、協働の相方、パートナーであるという位置づけが必要ではないかと思います。地域が主体的でありますので、地域の特性に配慮しないといけないうことについても、ここに書かれているとおりです。地域にはそれぞれ異なったニーズや特性があると思いますので、重点啓発推進地区ということで一括りに対応するのはふさわしくないと思います。

それから、以前から問題となっています名称に関してですが、「重点啓発推進地区」ではどうしても地域の主体性とか独自のコンセプトというイメージが得られませんので、そこは適切な名称に変えていくべきだろうと思います。

地域特性の配慮が必要であるということは、選定されるべき地域ごとに異なった対応をするということでもありますけれども、他方で、行政がパートナーとして協働する以上、統一的なコンセプトイメージを持って対応しないといけないうことだと思います。若干語弊のある言い方ですが、地域の言いなりではいけないということでありまして、行政は行政として統一的なイメージのもとに対応すべきだろうと思います。そのへんが選定の条件ともかかわっていくのではないのでしょうか。行政は地域の特性に配慮しながら、しかも統一的なコンセプトのもとで地域のパートナーとして主体的に対応すべきではないかと考えます。

(鬼追委員長)

地域のほうからいろいろ要望があった場合に、市がどこまで支援できますよという、ここからここまでは支援できる。例えばポスター類を提供するとか、そういうのも1つの支援のあり方だろうと思いますが、それも一応はつきりさせておかないと、おそらく地域のほうも、どこまで支援してくれるんやと。さらに、先ほども松本委員からご発言がありましたけれども、おんぶに抱っこではいけないわけで、地域の主体性を発揮していただかないといけないうこと。地域の特性を生かさなければいけない。そうすると、市は、出すぎず、あまり引っ込みすぎずという姿勢が必要だろうと思うわけですが、そのところを具体的にどのような形で示すのかというあたりも、ある程度見当がつかないと、地域のほうとしても申請していいのか悪いのかということにもなりかねない。それはそれ

で、今、考えがあればお示しいただければと思います。もし考え方が熟していなければ、次回にでもまたご準備をいただければと思います。

(事業部業務企画担当課長)

そこまで議論をさせていただいておりませんので、また次回ということで。

今まで申し上げていた中身で言いますと、私どもの職員が地域で主体的にやられるイベントに参加したり、その際に私どもがつくっております啓発グッズ、今のところリーフレットとかチラシをつくっておりますので、その時々につくっているグッズを利用させていただくとか、マスコットの着ぐるみがございますので、それを利用させていただく。もう1つは、道路への標示、看板は、例えば大阪市のお金で既成のものをつくる。地域で特別のものがある時には地域でつくっていただく。そういうふうに棲み分ける。大体そんなことを今まで説明したりはしてきましたが、そんな内容はイメージとしてございます。

(鬼追委員長)

もう1つ。この問題についての当委員会の意見は、遅くともいつごろぐらいにお出しすればいいか。市のほうのご希望がございましたら、お示しいただきたいと思います。

(事業部業務企画担当課長)

今日の最後に次の日程調整をさせていただきたいのですけれども、一応最初のスケジュールでは最後の答申を11月ごろとしておりますが、今までのものは完全なリミットがありましたけれども、今回のものはそういうことではございません。来年度の予算とのかかわりで議論の中身が途中の段階である程度はつきりしたらということでございますので、11月でなくて12月に入っても、年内には答申をいただければということで、次回は10月9日ですが、あと1、2回は最低ご議論いただいた上で、皆さんのご意見に合わせてまとめていただけたらいいかと思います。

(鬼追委員長)

そうしますと、ネーミングも含めまして、今、名案がありましたらご議論いただければ大変ありがたいですが、次回あるいは次々回までにゆっくり考えていただいて、こんな具合でどうやということをお考えいただければ。また、事務当局からもお考えが出てくるかもわかりませんが、ぜひお

願いたいと思います。

(坂口委員)

大阪市長さんが、禁止指定場所等に喫煙場所を3カ所というようなご答弁をいただいているわけですが、さきの委員会等で2カ所ははっきりしているやの話ですが、3カ所目はどのように進展をされているのかお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(鬼迫委員長)

この委員会の見解としては、3カ所以内という意見を出しております。したがって、3カ所と固定はされていないと私は理解をしておりますが、それにしても今のご質問に対して、お答えはございますか。

(事業部業務企画担当課長)

現在、委員会でいただきました条件に合うところを禁止地区及びその隣接地域を隈なく探しまして、確保できたところが2カ所でございます。それは難波の近辺と淀屋橋の近辺ということで、今、いろいろと地元と調整等を行っておりますので、はっきりしましたら、次の委員会を待たずに資料を送付させていただいて、ご報告させていただきたいと思っております。

(鬼迫委員長)

今のところ、2カ所実現の可能性があるので、おそらく事実上決まっていると思いますが、いろいろ関係者との調整もありますので、具体的な公表にまでは至っていないということでございます。本決まりになり次第、各委員の皆様方には文書等でご案内をさせていただくということでございます。

(西田委員)

質問ですが、まず1点目は、重点啓発推進地区の指定について、この委員会である程度見解を出すということでしょうか。それから、選定の条件ですが、地域の主体性が前提で、まちづくりに取り組んでいる団体を指定ということが書いてございますけれども、地域の主体性と言いましても、地域を構成する団体、組織というのは非常に多岐にわたるわけですね。地域住民、事業

者、あるいは行政関係者等、それぞれの組織から同一地域で申請があった場合、どういう取り扱いをしていくのか。いわゆる同一地域については、許可をする団体は1団体に絞るのか、目的等さえ適当であれば複数認めていくのか。そこらへんについて行政のお考えがあれば先におうかがいしたいと思います。

(事業部業務企画担当課長)

今後のご議論ですけれども、地域指定でございますので、地区はあくまで1つなので、その中でいくつかの団体があったら、まさに協働、パートナーシップで取り組んでいただいたら非常にありがたいということでございます。そのへんは自ずと地域の中で話し合われて。地域でこんなことがあってはならないでしょうけれども、相反する立場でありながら同じように申請される時には、まさにそのへんの状況を評価して、反目し合いながら取り組めるのかどうかという判断で、その地域を指定するかしないかという判断になるのかなあと。そのへんも、今後、この委員会でご議論いただけたらと思っております。団体をそれぞれというよりも、その地域で主体的にリーダーシップをとっていただく団体が必要だろうと。そういうのが今日のまとめ方ですけれども。

(西田委員)

1つの考え方として、例えば地域の推進組織が1つであれば一番まとまりがいいと思っておりますけれども、その1つの組織をどうして選ぶのかといった場合に、推進組織を構成する要素ですね。例えば市民を代表するところ、事業所を代表するところ、あるいはその他ございますが、それぞれの属性に応じた代表者でもってそういった推進組織をつくっていただいて、そこに対して助成をするという形にすれば非常にすっきりするのかなと思ったのですが、これも今後、ご議論いただけたらいいかなと思います。

(森田委員)

先ほどから、地域、地域という名前がよく出てきておりますので、地域振興会から出させていただいております私は、どうしたらいいのかなと思っておったのですが、地域振興会という大阪市の組織は行政と密接な関係がありますので、地域振興会の会議に一ぺん乗せたらどうですか。区の会長さんが各区の連合会長さんと協議を持っていただく。連合会長さんが一番末端の町会長さんらと話をってもらうということで。私、前々から思っていたんですけど、重点的にこういう禁止地域

をつくるというのは、連合会長さんなり町会長さんに声をかけなくてはいけないということもありますので、一応、地域振興会の会議に行政からも来ていただいて、会議の中で乗せていただいたらどうかと思っております。私は、別に乗せてもらう、もらわんは、どちらでもよろしいんですよ。だけど、これだけ地域、地域と言われますと、乗せんわけにもいきませんので、その点、一遍考えていただいたらどうかと思います。

(坂口委員)

我が組合でも、環境局の指導のもとに、毎月1回、クリーンキャンペーン等を行っております。いろいろなご指導によりまして頑張っているところでございますが、先ほどからの重点地域の設置等につきましても、費用につきましても、各種団体あるいはメーカーさんのご協力をいただいたならば、清掃、管理、維持の面についても十分な協力体制を持って進んでいきたいと思っておりますので、当局の皆さん、よろしく願いいたします。

(鬼追委員長)

この資料でもまとめていただいておりますが、前回、区役所は大阪市民、区民と直結している役所なので、それらの知恵も聞くのも1つの方法ではないかというご意見が出ておりましたけど、そのへんは何か当たっていただいておりますか。

(事業部業務企画担当課長)

申し訳ありません。区役所とは、ちょっと時間の関係もありまして、あまり詳しく話はできておりません。

それから、前回の宿題で商店街の数がいくつぐらいかというのがありました。約500で、これは市の商店会総連盟というところでまとまっております。今の森田会長のお話もそうですけれども、この制度ができましたら、地域の町会で一齐にやってくださいというものではないのですが、その制度を知っていただいたら、うちはこの必要があるからやるんだということがあるかと思っておりますので、地域振興会の場では周知の説明をさせていただくことになる。それから、商店街連盟でもご案内させていただくとか、制度ができましたら、私ども、積極的に出て行って、説明をさせていただくことになるだろうと思っております。

(鬼追委員長)

存じ上げないのは私だけかも知れませんが、地域振興会という組織はどういう組織になっているか、ちょっと教えていただけませんか。

(森田委員)

地域振興会といいますのは、今日お越しの委員の先生方は入っておられないところもあるかも知れません。マンションなんかだったら、入っていないところが多いんでございますが、各町会の下に班組織で、隣組というのがありますね。10世帯から15世帯で大体1つの班。そして、小学校の校区を基準とした連合町会というのがございます。その連合町会の中に大体町会が10から15ぐらいある。1つの連合町会は、大体2,500から3,000世帯ぐらい。これが1つの連合組織となりまして、各区の会長さんが大阪市へ出てきまして、大阪市地域振興会という組織になっております。

考えますと環境局は、いつも回覧板とかビラとか掲示板とか、行政は、地域振興会を一番よく使われるんじゃないですか。私、いつも思っているのですけど。そのかわり、今は違いますが、昨年までは、大阪市に17局ありますが、17局から事業委託金を各連合単位に渡しておりました。それがなくなりまして、今年から補助金にかわりまして、今、私も頭が痛い。各区の会長さんとちょっともめているのですが、早く結論を出さないことには新年度の予算が始まりますのでね。大きな金なんですよ。大阪市全部にしますと、大方3、4億ぐらいになるんじゃないですかね。それを各区の振興会に渡し、各区の振興会が各連合町会に渡し、各連合町会が各町会に渡すというような流れになっております。

そういうことで、大阪市の使い走り役ですね。だから、補助金を出すのだったら地域振興会を解散したらと私は言うんですけど、そういうことをすると大阪市はまた職員を仰山雇わないかんし、そういうこともできないということで、濱さんに聞いてもらったらよくわかるのですが、どのぐらい大阪市が地域振興会を使っているかということはそっちへバトンを渡します。

(事業部業務企画担当課長)

一例だけ申し上げますと、来年の1月から大阪市は、家庭で出すゴミ袋は透明または半透明でないと出せないということにいたしました。そういうビラは全戸に配布するのですけれども、これを郵便とかで送りますと大変なお金になりますので、地域振興会にお願いしまして、全戸配布をお願いしている。あと、市長や局長の美化表彰とか資源のリサイクルの表彰というのがありますけれど

も、リサイクルでは、特に西岡会長のところのPTAさんとか子ども会さんとか、そういう学校関係が多いですが、美化では、地域振興会の一番末端と言うと表現が悪いですが、町会単位で長いこと地域の掃除をしておられるところが多くて、そんなところで市長表彰なんかをされることが多い。昔からいろいろとお世話になっております。

(鬼追委員長)

今、ご報告がございましたが、商店会が約500ぐらいある。そのうち、路上喫煙対策の活動を掲げている、あるいはそういう活動に従事している商店会はいくらぐらいあるかはわかりませんか。

(事業部業務企画担当課長)

清掃としてはいろいろと聞いておりますけれども、路上喫煙対策は非常に新しいといえますか、そういうことに関心を持って、ある程度やっておられるという話も聞いております。よくよくお聞きしますと、やっぱり清掃、落ちた吸殻だと取り組みやすいのですが、歩いている人に対して声をかけて「やめなさい」と言うまではいっていないけれども、そんなことも大事だなあという意識をお持ちのところはあるということでございます。

(鬼追委員長)

ポイ捨てを回収したりしている団体は、把握しておられるんですか。

(事業部業務企画担当課長)

清掃ボランティアといいまして、吸殻だけではないですけれども、実際に掃除用具を借りられる団体には、私どもが無料で貸したり、ごみの回収をいたしますので、申請いただきますので、それは把握しております。それから、先ほどのまち美化パートナーといいまして、自分たちの地域ではなくてその他の地域で公共エリアを掃除しておられるような制度もございまして、その団体についても把握はしております。

(鬼追委員長)

それはどのぐらいになるんですか。500のうち。

(事業部業務企画担当課長)

今、手元に資料がございませんので、次回に。商店会の中ですか。

(鬼迫委員長)

商店会が500とおっしゃったものですから、そのうち、どれぐらいがポイ捨てとか路上喫煙に関心を持った商店会活動をしておられるのかなということでお聞きしたのですが。

(事業部業務企画担当課長)

商店会の中で清掃活動をやっておられるところ、調べまして次回にご報告させていただきます。

(鬼迫委員長)

町内会でもいいですけどね。

(事業部業務企画担当課長)

全体の数と内訳ということで。

(鬼迫委員長)

環境局で把握しておられる地域住民のいろんな団体で、路上喫煙とかポイ捨て美化とかに従事していらっしゃる団体がおよそどれぐらいあるのかなというのが、私が知りたいことです。

(事業部業務企画担当課長)

全体数と団体の属性別の資料を次回に出させていただきます。

(花嶋委員)

少しテクニカルな話なのかもしれませんが、先ほどの大阪市からの支援の方法の中に、リーフレットとかグッズというのと同時に、路上喫煙禁止地区の巡回指導員さんが今蓄積されつつあるノウハウを伝授するような仕組みも必要かと思います。と言うのは、先ほどあったように、悪質な違反者、確信犯みたいな人とあまりトラブルを起こさず、どううまく伝えていくかというようなことも、たぶんこれからどんどんノウハウが蓄積されてくると思うので、それを伝えるようなこと

も1つ大きな市からのサポートの方法かなと思います。

もう1つ、効果の把握が重要だということで、路上喫煙等実態調査を実施するということが書いてありますけれども、これも大阪市がやった調査のやり方について、現在やっている方法はどのような方法なのか、同じ方法を市民がやるのはちょっときつければ、「例えばこういう方法でやったらどうか」というようなこと。観測の方法を統一していただくと、自分たちでデータが取れるのではないか。データを取ることで、たぶん活動の盛り上がりに通じるでしょうし、あちこちの地域で比較ができないと、あそこの地域は高かった、ここの地域は低かったとかいうのも、例えばそれは天気が違うからとか、時間帯が違うからとかいろいろあるでしょうから、そういうところのノウハウもどんどん公開してご提供いただけたらかなと思います。

それから、これはまたちょっと話が違うのですが、まち美化パートナーの地区がすでにあったり、あるいは私はよく存じ上げませんが、例えば小学校の見守り活動みたいなものもあるのではないかなと思いますし、そういうようなものとどう重ねていくのか。たぶん環境局でないところもいろいろな地域でそういう活動をしてらっしゃると思いますので、今回のたばこの話、子どもたちを守ろうという視点から活動したいという人たちもいらっしゃるのではないかなと思うので、やたら「まち美化パートナー地区」とか「放置自転車禁止地区」とか、今回の「重点啓発推進地区」、名前は変わるのかもしれませんが、そういう看板が乱立するものになるので、地域の側でそれをまとめていこうとか、何かわかりやすい「アカンずきんちゃんゾーン」とか「アカンゾーン」とか、全部まとめたようなわかりやすい提示の方法があるといいかなと思いました。

(鬼追委員長)

今日は、特に絞り込んでこれについては申しませんので、この問題に関する限り、どういう観点からでも結構でございますので、ご発言いただきたいと思います。先ほどいかが이었습니다ように時間的にも少しは余裕がございますので、10月、11月の委員会ぐらいで十分議論した上で、地域の活力を引き出すような考え方で答申をまとめたいと思っております。どういう観点からでも思いつきでも結構でございますので、ご発言をいただきたいと思います。

考えますと、大変難しゅうございまして、4ページに書いてございます「要綱等の作成」ということになりますと、目的、定義、申請、指定、基準の1つ1つを考えてみても、なかなか難しいなあと思うわけでございます。今、特にこれという意見がないようでしたら、先ほど申し上げましたが、次回あるいは次々回までにいろいろ温めていただきまして、名称などを含めて皆さん方のす

ばらしいご提案をいただきたいなと思います。

今日の段階で特にご意見がなければ、そろそろ閉会にしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。宿題を出させていただくようで恐縮でございますけれども。

(西田委員)

今後の検討になると思いますけれども、例えば申請される団体は、いわゆるきちっとした団体でないといけないのか。そういった気持ちといいますか意欲をお持ちの個人が何人か集まられて、グループのようなものを形成されて、そのグループとして申請されるという場合も、私は、活動の中身を見て適切であれば認めてもいいのではないかと思います。必ずしも既存の団体でなくても、そこは実質的な活動内容を見て認めていけばいいのではないかと考えます。

それと、行政として支援される限度がある程度明らかにならないと、自発的にやると言っても、たぶんそういったグループ、団体では、人的な面、あるいは資金的な面で自ずと制限がありますので、行政としてここらまではできるよということをお示ししていただけたほうが、具体的に検討しやすいのかなと思います。

(鬼追委員長)

おっしゃるとおりだと思いますね。どこまでできるかということと、どこまでもの言うか、どこから先は言わないかというあたりも、できれば考え方を示していただければありがたいですね。ほかにいかがでしょうか。

(西岡委員)

今、お話を聞いていまして、話が大きくなりすぎると活動がしにくくなっていく面もあると思うんです。花嶋委員からもありましたように、PTAというのは自分たちの子どもと目の前で向き合っているということがありまして、それを地域とか団体という大きな組織のほうへ移行されてしまいますと、そこから何かをやらされるというイメージでとらえやすくなります。自分たちの活動としてはしたいというのがありますけれども、上からとなると、PTAというのは何年もしませんので、自分の時はしたかったけれども、次の人にそういう負担を残してもいいのかということでもかなり悩まれて活動されることが多いので、見直し3年ぐらいというものもありますが、このあたりも含めて、もう少し柔軟な体制をとっていただきたいと思います。

また、行政として、「こういうことがあります」「こういう活動の仕方がありました」というのが今後できてくると思いますので、そのへんの情報公開もやっていただきますと、1つの点が連なって行って、だんだん大きな組織といいますか、各場所でやっていきますし、PTAのほうは、結構まねをしたがる団体でもありまして、よその学校でいい活動をする、すぐにまねするようなどころもありますので、そのへんもうまく使っていただくと言うとおかしいですけども、子どものためにと必ず思っておりますので、そのへんもちょっと考えていただきたいと思います。

(鬼追委員長)

どうもありがとうございました。

それでは、このへんで日程の調整をお願いしたいと思います。

(事務局：環境局事業部業務企画課長代理)

(日程調整)

(鬼追委員長)

それでは、11月22日ということにいたしましょうか。何時にしましょうか？

(事業部業務企画担当課長)

それでは、2時ということで、場所はまたご連絡させていただきます。

(鬼追委員長)

本日の委員会はこれで終えたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

大変お忙しい中、ありがとうございました。どうかひとつお家でいろんな名案を紡ぎ出していただいて、次回の委員会でご披露いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(事務局：環境局事業部業務企画課長代理)

本日は、鬼追委員長はじめ委員の皆様方には、長時間にわたり、まことにありがとうございました。引き続き次回も、どうぞよろしく願いいたします。